

#### 4 指導監督の徹底

勸 告	説明図表番号
<p><b>【背景事情等】</b></p> <p>公益法人のうち、特例民法法人については、指導監督基準等において、①対価を伴う公益事業については、対価の引下げ等により収入と支出の均衡を図り、法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること、②公益法人会計基準に従い適切な会計処理を行うこと、③内部留保については公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること、④法人の役員報酬等が当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額でないことなどの基準が定められている。所管官庁は、これらの基準に基づき法人に対して指導監督を行っていくこととされている。</p> <p>また、「行政委託型法人等の総点検の推進について」（平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）においては、行政委託型事業等の適正な運営の確保と事業の必要性の的確な見直しを図るとともに、実態を国民に明らかにしていく観点から、行政委託型法人等（注）の総点検を実施することとされている。総点検の実施に当たり着眼点とすべき具体的な例として、①事業の経理が適切に区分され、収支が明確になっているか、②事業の収支状況は適切（収支均衡）か、多額の剰余金を計上したり、それを不適切に使用しているようなことはないか、③法人が定める手数料は適切（実費相当）か、必要な見直しが行われているか、④実績が皆無又は低調な事業につき、改善策は講じられているかといったことなどが示されている。</p> <p>（注） 個別の法令等に基づき、特定の公益法人を指定して事務の委託を行い、若しくは公益法人が行う事業を行政上必須の要件として指定する場合における当該法人、又は公益法人が独自に行う事業を一定の水準にあるものとして認め、推奨する場合における当該法人をいう。</p> <p>さらに、「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）においては、特例民法法人に対する厳正な指導監督を更に徹底するため、法人に対する立入検査の充実等を図る観点から、各府省は、検査事項を記載したチェックリストを作成し、これに従って、少なくとも3年に1回、所管法人に対する立入検査を実施することなどとされている。特に、行政委託型法人等については、上記「行政委託型法人等の総点検の推進について」に示された着眼点の例に基づき作成した検査事項により検査を実施することとされている。</p> <p>また、特例民法法人以外の公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人についても、認定法や検査検定制度又は資格制度の根拠法である個別法等に基づき、法人所管府省（注1）である内閣府及び個別の検査検定制度又は資格制度の所管府省（注2）である各府省が指導監督を行うこととされている。</p> <p>（注） 1 法人所管府省とは、法人の設立許可に関する事務を所管している府省を示す。  2 制度所管府省とは、検査検定制度及び資格制度に関する事務を所管している府省を示す。</p>	<p>表Ⅱ-4-①</p> <p>表Ⅱ-4-②</p>

さらに、特別の法律により設立される民間法人及び特別の法律により設立される法人についても、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」及び「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準」により、公益法人と同様の指導監督が求められている。

このように、公益法人等が実施する検査検定制度及び資格制度に係る事務・事業の適切な実施を確保するため、法人所管府省及び制度所管府省が連携して公益法人等における事務・事業の実施状況、財務・会計の状況等について、定期的に立入検査を実施するなど、適切な指導監督を行うことが重要となっている。

#### 【調査結果】

今回、31 検査検定制度及び 108 資格制度に係る事業を実施している 142 公益法人について、平成 17 年度以降における関係府省による立入検査の実施状況を調査したところ、次のような状況がみられた。

#### (1) 法人所管府省及び制度所管府省が連携して立入検査を実施していないもの

特例民法法人については、法人所管府省と制度所管府省は同一府省であることが多く、この場合には、一定期間ごとに、法人所管部局及び制度所管部局が連携して、①役員の選任状況、理事会の開催状況、予算の編成状況などの法人の運営に関する事項、②検査検定制度及び資格制度の利用状況、手数料等の設定状況などの事務・事業の実施に関する事項について、法人に対する立入検査を実施しているものが多い。

しかしながら、一方で、法人所管府省と制度所管府省が異なる場合には、公益法人に対して、法人所管府省による立入検査は実施されているが、制度所管府省による立入検査は実施されていないなど、立入検査について、両者が連携を十分に図っているとはみられないものが 38 公益法人でみられた。

#### (2) 立入検査における指摘が不十分とみられるもの

立入検査における公益法人に対する指摘の内容をみると、内部留保率が高いことや会計帳簿の不備など既存の基準に反していることを指摘するものはみられるが、今回、前記項目 1 から 3 までにおいて当省が指摘したような手数料等の設定を見直す必要があるものなど利用者の負担軽減等に係る観点からの指摘については、いずれの立入検査においても行われていない。

#### 【所見】

したがって、関係府省は、検査検定制度及び資格制度に係る公益法人等の事務・事業の実施状況、財務・会計の状況等を的確に把握し、適切な指導監督の実施を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 公益法人に対して立入検査を適切に行うこと。特に法人所管府省と制度所管府省が異なる場合には、両者が十分に連携を図ること。(総務省、文部科学

表Ⅱ-1-③

表Ⅱ-4-③

<p>省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p> <p>② 前記項目1から3までにおいて当省が指摘した事項について、関係する公益法人等に対する立入検査を実施するなどによりその実態を把握し、必要な改善措置を講ずること。(内閣府、国家公安委員会(警察庁)、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p> <p>③ 今回当省が詳細調査の対象とした公益法人のほか、対象としていない公益法人等についても、これら法人に対する指導監督を行う際には、当省がチェック事項として整理した自己点検表を参考にするなどして点検を行うこと。また、点検結果に基づき、速やかに必要な改善措置を講ずること。(内閣府、国家公安委員会(警察庁)、金融庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p>	<p>表Ⅱ-4-④</p>
---	---------------

表Ⅱ－４－① 行政委託型法人等の総点検の推進について（平成 10 年 12 月 4 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）＜抜粋＞

行政委託型事業等の適正な運営の確保と事業の必要性の的確な見直しを図るとともに、行政委託型事業等の実態を国民に明らかにしていく観点から、平成 9 年 9 月 9 日に総務庁から勧告のあった「行政委託型法人等の総点検」については、下記により、実施に移すものとする。

1 総点検の内容

(1) 基本的点検項目等

行政委託型法人等（主務大臣又は都道府県知事等（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第一号法定受託事務である事務を処理する場合に限る。）、個別の法令等に基づき、特定の公益法人を指定して事務の委託を行い、若しくは公益法人が行う事業を行政上必須の要件として指定する場合における当該法人、又は公益法人が独自に行う事業を一定の水準にあるものとして認め、推奨する場合における当該法人。以下「法人」という。）の総点検の実施に当たり、行政委託型事業等（以下「事業」という。）の実施状況等について基本的に点検すべき項目は次のとおりとし、その具体的な着眼点は別紙の例による。

(別紙)

行政委託型法人等の総点検の具体的な着眼点（例）

1 事業等の在り方について

(1) 事業に関する行政需要や社会・経済情勢の変化等からみて、事業そのものの必要性を見直す必要はないか。また事業の仕組みや内容について基本的な変更を加える必要はないか。

(2) 実績が皆無又は低調な事業につき、改善策は講じられているか。また、改善策を講じた場合、実効があがっているか。

(3) 一部に実績が皆無又は低調な法人が見られる場合、当該法人に対する指定を取り消す必要はないか。

(4) 事業が、法人が行うその他の事業の遂行に実質的に有利に利用されるなど、その公正性が損なわれているようなことはないか。

2 法人における事業の実施状況について

(1) 事業の実施に必要な水準の財政基盤が確保されているか。

(2) 事業の実施に必要な資格者、職員数が確保されているか。また、施設や設備の整備状況は、必要な水準に達しているか。

(3) 事業を自ら実施せず、実質的に外部へ委託されているようなことはないか。

(4) 役員の構成に偏りはないか。

(5) 常勤役員の報酬や退職金等は、民間の給与水準等からみて、適切なものとなっているか。

(6) 定められた基準や手続に基づき、事業が適切に実施されているか。

3 法人の財務の状況について

(1) 事業の経理が適切に区分され、収支が明確になっているか。

(2) 事業の収支状況は適切（収支均衡）か。多額の剰余金を計上したり、それを不適切に使用しているようなことはないか。

(3) 法人が定める手数料は、適切（実費相当）か。必要な見直しが行われているか。

(注) 下線は当省が付した。

表Ⅱ－４－② 公益法人の指導監督体制の充実等について（平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）＜抜粋＞

公益法人に対する厳正な指導監督を更に徹底するため、指導監督の責任体制を確立するとともに、指導監督の前提となる法人の的確な実態把握のための立入検査の充実等を図ることとし、各府省（国家公安委員会、防衛庁及び金融庁を含む。以下同じ。）において下記の措置を講ずる。

1 略

2 立入検査の充実

(1) 立入検査の定期的な実施

所管公益法人に対する立入検査は、少なくとも3年に1回実施する。

(2)・(3) 略

(4) 的確かつ体系的な検査のための措置

① 各府省は、検査事項を記載した検査票（チェックリスト）を作成し、これに従って立入検査を実施する。検査票（チェックリスト）については、別紙の例を参考に、各府省の実情に応じて作成するものとする。

② 行政委託型法人等（「行政委託型法人等の総点検の推進について」（平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）の対象法人をいう。）については、①の検査事項のほか、同申合せの別紙に基づき作成した検査事項を追加して、検査を実施する。

③ 立入検査の結果、必要があると認められた場合には、公認会計士等専門家の協力を得て、法人の業務運営の実態把握に努めるものとする。

④ 立入検査の結果、法人の業務運営に改善すべき事項が認められた場合には、各府省は、当該法人に対し、速やかに文書等により、期限を付して必要な改善を指示するとともに、これに基づき講じた措置について報告を求めるものとする。

(5) 立入検査の実施結果の公表等

① 各府省は、毎年度の立入検査の実施状況を取りまとめ、その結果を速やかに公表するとともに、総務省に報告する。

② 総務省は、各府省の立入検査の実施結果の概要について、必要な取りまとめを行った上、「公益法人に関する年次報告書」により公表する。

3 その他

(1) 職員に対する定期的な研修の実施

各府省は、公益法人の指導監督に関する事務を担当する職員に対し、定期的に研修を実施するとともに、その内容の充実を努めるものとする。この場合において、総務省は、各府省からの求めに応じ、当該研修の実施に関し必要な協力を行う。

(2) 外部監査の要請

各府省は、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の所管公益法人に対し、公認会計士等による監査を受けるよう要請する。

(3) 都道府県への要請

国は都道府県に対し、本申合せと同様の措置を講ずるよう要請する。

4 略

(別紙) 略

(注) 下線は当省が付した。

表Ⅱ-4-③ 立入検査の実施状況

法人所管府省	法人名	制度所管府省	検査検定・資格制度名	法人所管府省による立入検査	制度所管府省による立入検査
総務省	(社) 全国避難設備工業会	総務省	消防用設備等の認定	○	×
総務省	(社) 日本消防放水器具工業会	総務省	消防用設備等の認定	○	×
経済産業省	(社) 日本内燃力発電設備協会	総務省	消防用設備等の認定	○	×
経済産業省	(社) 日本電気協会	総務省	消防用設備等の認定	○	×
経済産業省	(社) 電線総合技術センター	総務省	消防用設備等の認定	○	×
総務省	(財) 日本アマチュア無線振興協会	総務省	無線従事者	○	×
厚生労働省	(社) 日本放射線技師会	文部科学省	放射線取扱主任者	○	×
経済産業省	(財) 日本文化用品安全試験所	厚生労働省	簡易専用水道の管理についての検査	○	×
経済産業省	(財) 関西環境管理技術センター	経済産業省	特別特定製品の適合性検査	○	×
厚生労働省	(財) 食品薬品安全センター	厚生労働省	簡易専用水道の管理についての検査	○	×
厚生労働省・環境省	(財) 日本環境衛生センター	厚生労働省	簡易専用水道の管理についての検査	○	×
経済産業省	(財) 化学物質評価研究機構	厚生労働省	簡易専用水道の管理についての検査	○	×
農林水産省	(財) 日本食鳥協会	厚生労働省	食鳥処理衛生管理者	○	×
厚生労働省	(財) 全国生活衛生営業指導センター	厚生労働省	クリーニング師	○	×
厚生労働省	(財) 給水工事技術振興財団	厚生労働省	給水装置工事主任技術者	○	×
厚生労働省	(財) ビル管理教育センター	厚生労働省	建築物環境衛生管理技術者	○	×
文部科学省	(財) 労働科学研究所	厚生労働省	清掃作業監督者	○	×
		厚生労働省	作業環境測定士	○	×
厚生労働省・国土交通省	(財) 港湾労働安定協会	厚生労働省	クレーン・デリック運転士	× (国土交通省)	○
			船内荷役作業主任者	× (国土交通省)	○
			床上操作式クレーン運転技能講習修了者	× (国土交通省)	○
			小型移動式クレーン運転技能講習修了者	× (国土交通省)	○
			フォークリフト運転技能講習修了者	× (国土交通省)	○
			玉掛け技能講習修了者	× (国土交通省)	○
厚生労働省	(社) 全国ビルメンテナンス協会	厚生労働省	清掃作業従事者	○	×
金融庁・財務省・文部科学省	(社) 金融財政事情研究会	厚生労働省	技能士	○	×
経済産業省	(財) 日本燃焼機器検査協会	経済産業省	特別特定製品の適合性検査	○	×
経済産業省	(財) 日本ガス機器検査協会	経済産業省	ガス主任技術者	○	×
			特定液化石油ガス器具等の適合性検査	○	×
			特別特定製品の適合性検査	○	×
			ガス工作物の使用前検査	○	×
			特定ガス用品の適合性検査	○	×
経済産業省	(財) 日本エルピーガス機器検査協会	経済産業省	特定液化石油ガス器具等の適合性検査	○	×
国土交通省・経済産業省	(社) 日本建設機械化協会	経済産業省・国土交通省・環境省	特定特殊自動車の検査	○	×
国土交通省	(財) 日本自動車輸送技術協会	経済産業省・国土交通省・環境省	特定特殊自動車の検査	○	×
経済産業省	(社) 日本砕石協会	経済産業省・環境省	公害防止管理者	○	× (環境省)
経済産業省	(財) 電気工事技術講習センター	経済産業省	特種電気工事資格者	○	×
			認定電気工事従事者	○	×
国土交通省・厚生労働省	(社) 日本海事検定協会	国土交通省	危険物のコンテナへの収納検査	× (厚生労働省)	○
			危険物の積付検査	× (厚生労働省)	○
			液状化物質の積付け検査	× (厚生労働省)	○
国土交通省	(財) 気象業務支援センター	国土交通省	気象機器の測定	○	×
国土交通省	(社) 寒地港湾技術研究センター	国土交通省	港湾の施設の技術上の基準への適合性確認	○	×
国土交通省	(社) 日本中小型造船工業会	国土交通省	主任技術者	○	×
国土交通省	(社) 全国旅行業協会	国土交通省	旅行業務取扱管理者	○	×
			旅程管理者のうち主任	○	×
国土交通省	(社) 日本添乗サービス協会	国土交通省	旅程管理者のうち主任	○	×
国土交通省	(社) 日本不動産鑑定協会	国土交通省	不動産鑑定士	○	×
国土交通省	(財) 日本建築防災協会	国土交通省	特殊建築物等調査資格者	○	×
国土交通省	(財) ダム水源環境整備センター	国土交通省	管理主任技術者(ダム)	○	×
厚生労働省・環境省	(財) 日本環境衛生センター	環境省	廃棄物処理施設技術管理者	○	×
環境省	(財) 日本産業廃棄物処理振興センター	環境省	特別管理産業廃棄物管理責任者	○	×
	38法人		41制度		

(注) 1 当省の調査結果による(平成17年度から21年度までの実績)。なお、表中、「(財)化学物質評価研究機構」は、平成22年4月1日に一般財団法人に移行しているが、立入検査の実績については移行前の財団法人のものを記載しているため、法人名は移行前の名称を記載している。

2 「法人所管府省」とは、法人の設立認可に関する事務を所管している府省を、「制度所管府省」とは、検査検定制度又は資格制度に関する事務を所管している府省を示す。「法人所管府省」及び「制度所管府省」欄に複数の府省を記載しているものは、共管していることを示す。

3 「法人所管府省による立入検査」及び「制度所管府省による立入検査」の欄に( )書きで記載している府省は、共管となっている場合に、立入検査を実施していない府省を示す。なお、「制度所管府省による立入検査」を実施していないとして「×」を記載しているものの中には、個別法等に基づき、例えば業務規程の遵守状況を確認するための立入検査は実施しているものの、前記項目1から3までに記載したような問題点を確認するために、例えば手数料等の適正化の確保に係る事項に係る立入検査を実施していないものを含む。

表Ⅱ-4-④

検査検定・資格制度の実施における利用者への負担軽減に向けた自主点検事項（「自己点検表」）

自主点検事項		留意点
<p>1 手数料等の設定 (公益法人関係)</p> <p>i 対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。＜公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成8年9月20日閣議決定）＞</p> <p>ii 推薦等された検査等の委託等については、当該公益法人が過大な収益を得るようなものではないこと。＜公益法人に対する検査等の委託等に関する基準（平成8年9月20日閣議決定）＞</p> <p>iii 事業の収支状況は適切（収支均衡）か。多額の剰余金を計上したり、それを不適切に使用しているようなことはないか。＜行政委託型法人等の総点検の推進について（総点検の具体的な着眼点）（平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）＞</p> <p>iv 法人が定める手数料は適切（実費相当）か。必要な見直しが行われているか。＜行政委託型法人等の総点検の推進について（総点検の具体的な着眼点）（平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）＞</p> <p>v 行政からの支出又は権限の付与を受けて実施する事務・事業について情報公開が徹底されているかという視点に立って徹底的な見直しを行う。＜「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）＞</p> <p>(特別の法律により設立される民間法人関係)</p> <p>vi 法人に本来予定されている事務・事業において手数料等の対価を徴収する場合には、その対価の額が適正なものととなっていること。＜特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準（平成14年4月26日閣議決定）＞</p> <p>vii 法人が、法令の規定に基づいて検査、認定、資格付与等の事務・事業を行っている場合には、その手数料等の対価の額は、各府省によって決定されていること。また、法人が当該事務・事業以外に対価を伴う自主事業を行っている場合にも、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益が生じていないこと。＜特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準（平成14年4月26日閣議決定）＞</p> <p>viii 法律の規定に基づき法人が行っている登録等の事務・事業に係る手数料等は、当該事務・事業を所管する府省によって決定されていること。＜特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準（平成18年8月15日閣議決定）＞</p>	<p>(1) 手数料等の適正化</p> <p>(2) 手数料等の積算根拠の公開</p>	<p>(手数料等の設定)</p> <p>① 実費を踏まえた明確な積算根拠に基づき手数料等（※1）を設定しているか。</p> <p>② 実際には支出されていない経費に基づき手数料等を積算していないか。</p> <p>③ 毎年、収入超過により剰余金が発生しているにもかかわらず、手数料等の額を据え置いているか。</p> <p>④ 事業経費を削減しているにもかかわらず、手数料等を積算していないか。</p> <p>⑤ 実際よりも過大な経費に基づき手数料等を積算していないか。</p> <p>⑥ 受講者数等を過小に見込むなどにより、手数料等の単価を引き上げているか。</p> <p>⑦ 手数料等の積算額と実際の設定額にそこはならないか。</p> <p>(手数料等の割引)</p> <p>⑧ 講習等の全部又は一部を免除した場合、手数料等を割り引いているか。</p> <p>⑨ 電子申請による申し込みがあった場合、手数料等を割り引いているか。</p> <p>⑩ 同一依頼者について複数の検査等を実施する場合、旅費等の減額分を考慮し、手数料等を割り引いているか。</p> <p>⑪ 新規検査と比較して、検査に手間がかからない更新検査の手数料等を割り引いているか。</p> <p>⑫ 受講等を取りやめた者に対し、手数料等を返金しているか。</p> <p>⑬ 会員と非会員で手数料等の額に差を設けている場合、合理的な理由となっているか。</p> <p>(講習テキストに係る負担軽減)</p> <p>⑭ 講習で使用するテキストをインターネットに掲載し、これを印刷した資料の特参を認めるなど、利用者の負担軽減を図る余地はないか。</p> <p>⑮ 講習で使用するテキストを既に所持している場合、その使用を認めているか。</p> <p>⑯ 講習で使用しないテキストを受講者に購入させていないか。</p> <p>⑰ 布張り装丁など必要以上に高額なテキストを受講者に購入させていないか。</p> <p>⑱ 講習において、受講者に配布するテキストの価格を明らかにしているか。</p> <p>(手数料等の見直し)</p> <p>⑲ 受講実績や将来の受講者数等の推計を基に、定期的に手数料等の見直しを行っているか。</p> <p>⑲ 委託等事業（※2）に係る手数料等の積算根拠をインターネットで公開しているか。</p> <p>⑲ 推薦等事業（※2）に係る手数料等の積算根拠をインターネットで公開しているか。</p> <p>⑲ 公開している情報は、手数料等の額の妥当性を判断できる内容となっているか。</p>

自主点検事項		留意点
<p>2 会計処理の適正化の推進 (公益法人関係)</p> <p>i 委託・推薦等に係る事務・事業を所管する府省は、委託・推薦等を受ける公益法人に対して、以下の要件をすべて満たすよう指導する。＜公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)＞</p> <p>＜(a) 企業会計基準の考え方の活用を含め、適正かつ効率的な事業実施に係る説明責任を果たせるよう適切な会計処理を行うこと。＞</p> <p>(b) 委託等された事務・事業については、当該事務・事業ごとに事業内容、検査料等の収入額及び支出額の内訳を記載した書類(検査料等支出明細書又はそれに準じたもの)を作成し、インターネットで公開すること。</p> <p>ii 対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。＜公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)＞</p> <p>iii 事業の経理が適切に区分され、収支が明確になっているか。＜行政委託型法人等の総点検の推進について(総点検の具体的な着眼点)(平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係関係会議幹事会申合せ)＞(特別の法律により設立される民間法人関係)</p> <p>iv 法人に本来予定されている事務・事業について区分経理又はこれに準じた管理が行われ、その収支状況がインターネットで公表されていること。＜特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準(平成14年4月26日閣議決定)＞</p> <p>(特別の法律により設立される法人関係)</p> <p>v 事務・事業の収支について区分経理又はこれに準じた管理が行われていること。＜特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準(平成18年8月15日閣議決定)＞</p> <p>vi 企業会計基準その他法人の特性に応じた一般的な標準的な会計基準に従い、適切な会計処理が行われていること。＜特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準(平成18年8月15日閣議決定)＞</p> <p>(公益法人関係)</p> <p>i 最新の業務及び財務等に関する資料(「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)7(1)①から③までに掲げる資料)をインターネットにより公開すること。＜インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて(平成13年8月28日公益法人等の指導監督等に関する関係関係会議幹事会申合せ)＞</p> <p>ii 委託等された事務・事業については、当該事務・事業ごとに事業内容、検査料等の収入額及び支出額の内訳を記載した書類(検査料等支出明細書又はそれに準じたもの)を作成し、インターネットで公開すること。＜公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)＞</p> <p>(特別の法律により設立される民間法人関係)</p> <p>iii 所管官庁においては、その所管する法人について、最新の業務及び財務等に関する資料等を各府省のホームページに掲載していること。＜特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準(平成14年4月26日閣議決定)＞</p> <p>iv 各府省は、その所管する法人について、最新の業務及び財務等に関する資料等を各府省のホームページに掲載していること。＜特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準(平成18年8月15日閣議決定)＞</p> <p>(公益法人関係)</p> <p>i いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。＜公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)＞</p> <p>ii 公益法人の内部留保の水準としては、30%程度以下であることが望ましい。＜公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針(平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係関係会議幹事会申合せ)＞</p>	<p>(1)区分経理の実施状況等</p> <p>(2)財務諸表等の公開</p> <p>(3)内部留保率の状況</p>	<p>① 各事務・事業ごとに区分経理を実施しているか。</p> <p>② 各事務・事業ごとに収支内容が具体的にになっているか。</p> <p>③ 検査検定事業や試験事業等の会計で発生した剰余金を他会計に繰り入れていないか。</p> <p>① 財務諸表、検査料支出明細書などの収支状況が分かる資料をインターネットで公開しているか。</p> <p>② 公開している内容は、事務・事業ごとの収支の適切性を判断できるような具体的な内容となっているか。</p> <p>* 特例民法法人が対象</p> <p>① 引当資産(※3)などの内部留保(※4)から除外している資産は適切か。</p> <p>② 内部留保率が30%を超えている場合、手数料の引下げ等の改善策を検討しているか。</p>



閉鎖決定等		自主点検事項	
		留意点	
<p>(公益法人関係)</p> <p>i 受益者に対して対価を求める場合であっても、その事業の収入、支出は均衡することが望ましく、仮に利益が生じる場合であっても、当該法人の健全な運営に必要な額にとどめなければならぬ。</p> <p>&lt;公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）&gt;</p> <p>ii 引当資産については、法人の運営上将来必要な特定を支払いに充てることが明瞭であり、かつその支払い等が可能な限り明確に予定されているものに限定されるべきである。&lt;公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）&gt;</p> <p>iii 事業の収支状況は適切（収支均衡）か。多額の剰余金を計上したり、それを不適切に使用しているようなことはないか。&lt;行政委託適切（収支均衡）の総点検の推進について（総点検の具体的な着眼点）（平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）&gt;</p> <p>iv 引当金・特別法上の引当金等は、事務・事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度となっており、その細目及び増減状況が毎年公表されていること。&lt;特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準（平成14年4月26日閣議決定）&gt;</p>	<p>(4) 引当資産の積立状況</p> <p>* 特別民法法人が対象</p> <p>① 将来必要な特定を支払いに充てることが明瞭になっているか。</p> <p>② 他の法人においても条件は同様とみられるにもかかわらず、特別な名目を立て資産を積み立てていないか。</p> <p>③ 過剰に積み立てられているものはないか。</p> <p>④ 相当額の剰余金や積立金等が生じている場合、これらを取り崩して、手数料等の引下げ等を行う余地はないか。</p> <p>⑤ 剰余金や積立金等の使途、繰入限度額等について、規程や計画等を策定しているか。</p> <p>⑥ 規程や計画等を策定している場合、その内容は適切なものとなっているか。</p>		
<p>3 申請手続の負担軽減等の推進</p> <p>(公益法人関係)</p> <p>i 申請手続の実施に伴う国民や地方公共団体等の負担を軽減させることができているかという観点から、徹底的な見直しを行う。</p> <p>・ 行政からの支出又は権限の付与を受けて実施する事務・事業について情報公開が徹底されているかという観点に立って徹底的な見直しを行う。</p> <p>&lt;「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）&gt;</p> <p>ii 委託・推薦に係る事務・事業について改善すべき点がないか毎年見直しを行う。</p> <p>&lt;公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）&gt;</p> <p>iii 添付資料は、申請書等の記載事項の真实性を裏付けるため及び諸否等の判断を行うために必要不可欠のものに限る。</p> <p>・ 既に保有している資料と同種のものについては、提出を求めない。</p> <p>&lt;申請負担軽減対策（平成9年2月10日閣議決定）&gt;</p> <p>iv 公益法人の中には行政代行的行為等を行っているものがあり、これらの透明化を図るため、検査等の基準が客観的に明確であり、委託等を受ける公益法人の裁量の余地がないこと。</p> <p>・ 推薦等を行う制度の内容及び検査等の基準が客観的に明確となっていること。</p> <p>・ 推薦等された検査等が公正に行われることを担保するために、その検査等を行う公益法人が必要な措置をとっており、その措置が明らかになっていること。</p> <p>&lt;公益法人に対する検査等の委託等に関する基準（平成8年9月20日閣議決定）&gt;</p> <p>v 公益法人が国の委託等を受けて行う試験、講習その他の資格付与等の事務・事業については、<u>国家資格としての社会的必要性等について検証の上、廃止、独立行政法人による実施等を検討する。</u></p> <p><u>推薦等に係る事務・事業については、当該制度・仕組みそのものの検証と併せて検討の上、上記に準じた措置を講ずる。</u></p> <p>&lt;公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）&gt;</p> <p>(特別の法律により設立される民間法人関係)</p> <p>vi 法令の規定に基づいて検査等の事務・事業を行う場合には、所管官庁において、その検査等の基準が客観的に明確なものとされていること。&lt;特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準（平成14年4月26日閣議決定）&gt;</p>	<p>(1) 申請手続の負担軽減</p> <p>① 法令に根拠がない書類等を提出させていないか。</p> <p>② 必ずしも審査に必要でない書類等を提出させていないか。</p> <p>③ 一度提出させた書類等を重複して提出させていないか。</p> <p>④ 同じ内容の書類等を提出させていないか。</p> <p>⑤ 戸籍簿本等の提出を求めているものは、住民票の写し等で代替できないか。</p> <p>⑥ 申請書等について、必要以上の部数を提出させていないか。</p> <p>⑦ 申請書等の配布、受付を窓口に限らせていないか。</p> <p>⑧ 申請書等をインターネットで公開し、無償で配布しているか。</p> <p>⑨ 手数料等の支払いについて、クレジットカードやネット払いやポイント決済等多様な支払い方法を認めているか。</p> <p>⑩ 手数料等の払込書を申請書とするなど、手続の簡略化をしているか。</p>		
<p>(2) 資格取得要件の緩和等</p> <p>① 受験要件等として中学校卒業以上の学歴など不必要なものを求めているか。受験要件等は必要最小限となっているか。</p> <p>② 資格者に対して、技術の進展や法制度の変更等に係る知識等のように、本来は自主的に習得すべき事項を内容とした講習の受講を義務付けるなど、必要性の乏しい講習を実施していないか。</p> <p>③ 同内容の講習を毎年受講するよう義務付けていないか。</p> <p>④ 関連する他の資格を有するなどにより、資格者として必要な知識を既に修得していると認められる場合などにおいて、受講者や受験者の能力に応じた受講科目等の全部又は一部の免除を行っているか。</p> <p>⑤ 法令上、任意とされている資格者名簿への登録等の手続について、当該手続を採っていないことを理由に入札参加資格を制限するなど、不利益のな取扱いを行っていないか。</p> <p>⑥ 法令に基づき資格者免状に加え、条例に基づきこれと同内容の免状の取得を更に求めるなど、資格要件として必要性の乏しい証明書の取得を義務付けていないか。</p> <p>⑦ 受験者数が少ないなどの制度について、在り方の見直しを行っているか。</p> <p>(3) 利用者への配慮</p> <p>① 受験辞退者を発生させないよう、受験者の業務の繁忙時期を外して試験日を設定するなどニーズに対応した試験日の設定を行っているか。</p> <p>② 講習の受講科目の免除を行った場合等に、受講者の時間的、金銭的な負担を軽減するため、受講日や時間空きが生じないよう日程調整を行っているか。</p> <p>③ 利用者に対して、手数料や申請手続等に関する情報を的確に提供しているか。</p> <p>④ 受講が必須とされていない講習に受講義務があるかのような誤った情報を利用者に提供していないか。</p> <p>⑤ 資格試験の過去問題及びその解答をホームページに掲載するなど無償で利用者に情報提供しているか。</p>	<p>(2) 資格取得要件の緩和等</p> <p>① 受験要件等として中学校卒業以上の学歴など不必要なものを求めているか。受験要件等は必要最小限となっているか。</p> <p>② 資格者に対して、技術の進展や法制度の変更等に係る知識等のように、本来は自主的に習得すべき事項を内容とした講習の受講を義務付けるなど、必要性の乏しい講習を実施していないか。</p> <p>③ 同内容の講習を毎年受講するよう義務付けていないか。</p> <p>④ 関連する他の資格を有するなどにより、資格者として必要な知識を既に修得していると認められる場合などにおいて、受講者や受験者の能力に応じた受講科目等の全部又は一部の免除を行っているか。</p> <p>⑤ 法令上、任意とされている資格者名簿への登録等の手続について、当該手続を採っていないことを理由に入札参加資格を制限するなど、不利益のな取扱いを行っていないか。</p> <p>⑥ 法令に基づき資格者免状に加え、条例に基づきこれと同内容の免状の取得を更に求めるなど、資格要件として必要性の乏しい証明書の取得を義務付けていないか。</p> <p>⑦ 受験者数が少ないなどの制度について、在り方の見直しを行っているか。</p> <p>(3) 利用者への配慮</p> <p>① 受験辞退者を発生させないよう、受験者の業務の繁忙時期を外して試験日を設定するなどニーズに対応した試験日の設定を行っているか。</p> <p>② 講習の受講科目の免除を行った場合等に、受講者の時間的、金銭的な負担を軽減するため、受講日や時間空きが生じないよう日程調整を行っているか。</p> <p>③ 利用者に対して、手数料や申請手続等に関する情報を的確に提供しているか。</p> <p>④ 受講が必須とされていない講習に受講義務があるかのような誤った情報を利用者に提供していないか。</p> <p>⑤ 資格試験の過去問題及びその解答をホームページに掲載するなど無償で利用者に情報提供しているか。</p>		

閣議決定等		自主点検事項 留意点	
<p>4 その他</p> <p>(1) 総務省行政評価局では、東日本大震災の被災者から寄せられた行政相談を端緒に、国の資格試験等に係る特例措置の実態把握を実施</p> <p>① その結果、申請書類の提出期限の延長など受験者等に配慮している例を多数把握</p> <p>② 行政評価局長から各府省官房長に対し、把握した特例措置の例を参考に、被災者支援の観点から必要な措置が実施されるよう特段の配慮を依頼</p> <p>&lt;東日本大震災に伴う国の資格試験や免許証等の再交付手数料に係る特例措置に関する実態把握の結果について（平成23年8月15日付け各府省官房長宛総務省行政評価局長通知）&gt;</p>	<p>(1) 東日本大震災に関する特例措置の実施状況</p>	<p>① 証明書類の提出期限の延長を行う余地はないか。</p> <p>② 試験日の変更や追加試験を行う余地はないか。</p> <p>③ 受験料の免除や返還を行う余地はないか。</p> <p>④ 試験の振替を認める余地はないか。</p> <p>⑤ 試験地の変更を認める余地はないか。</p> <p>⑥ 受験申込書の有効期間の延長を行う余地はないか。</p> <p>⑦ 試験免除の有効期間の延長を行う余地はないか。</p> <p>⑧ 免許証等の再交付手数料を免除する余地はないか。</p> <p>⑨ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受験期間の延長を行う余地はないか。</li> <li>・受験要件を緩和する余地はないか。</li> <li>・証明書類に代替する書類の提出を認める余地はないか。</li> <li>・上記のほか受験者からの個別の相談に対応する余地はないか。</li> </ul>	
<p>(2) 公益法人の役員報酬の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤の理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする。</li> </ul> <p>&lt;「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管公益法人に対する立入検査は、少なくとも3年に1回実施する。</li> </ul> <p>&lt;「公益法人の指導監督体制の充実等について」(平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政からの支出又は権限の付与により政府関連公益法人に実施させている事務・事業について、これらが国家公務員出身者の報酬の財源を確保する手段となっていないかという批判があることを踏まえ、国民的な観点から徹底的に見直しを行う。</li> <li>・支出又は権限の付与を継続する場合には、継続の理由を公表し国家公務員出身者の採用の透明化等を行うなど、政府関連公益法人への行政の関与の在り方について国民が納得しうるような条件を整備する。</li> </ul> <p>&lt;「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」(平成21年12月25日閣議決定)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管官庁を中心として、法令や従前の決定等による政府系公益法人に対する指導監督の実行を徹底する。特に、公務員OBを含む役員の数や給与水準について法人の事業の規模や内容等から適切かどうか、また国費を受け入れての事業が実質上公務員OB役員員の給与等捻出のために行われていないか等について厳しく精査する。</li> </ul> <p>&lt;「独立行政法人・政府系公益法人等の抜本改革に向けた当面の進め方」(平成22年6月18日行政刷新担当大臣)&gt;</p>	<p>(2) 公益法人の役員報酬の適正化</p>	<p>① 役員報酬は、法人の資産・収支の状況、民間の給与水準と比べて不当に高額なものとなっていないか。</p> <p>② 管理費の総支出額に占める割合が2分の1を超えていないか。</p>	

※1 「手数料等」とは、検査検定制度及び資格制度に係る検査料、検定料、受験料、受講料、登録料、登録料など、利用者の金銭的負担の総称を指す。

※2 「委託等事業」とは、事務の内容等を法令等で定め、当該事務を国以外の特定の法人に制度的に行わせるものを指す。「推薦等事業」とは、法律に基づく制度・仕組みの一部として組み込むことなどにより、特定の法人が独自に行っている事業について、制度的に国が関与を行うものを指す。<公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）>

※3 「引当資産」とは、将来必要な特定の支払いのために積み立てる資産を指す。<公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成8年9月20日閣議決定）>

※4 「引当留保」とは、法人の総資産額から、基本財産、公益事業基金、運営固定資産、運営固定資産、引当資産及び負債相当額を引いたものを指す。「内部留保率」は、内部留保を事業費、管理費及び事業に不可欠な固定資産取得費の合計で除したものを指す。<公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成8年9月20日閣議決定）>